

2024 Z-Challenge

テクニカルレギュレーション

Z-Challenge association (Z.C.A.)

総則

- 1) 本規則はZ-Challengeに参加するすべての参加者、車両製作に適用され、特に車両の安全確保を目的に定めることとする。
- 2) 全ての車両は、Z-Challenge テクニカルレギュレーションに準拠しなければならない。
- 3) 本編 Z-Challenge テクニカルレギュレーションに記載されていない事項に関し、モディファイを加えてはならない。

【定義】

- 1) 標準品
日産自動車が該当車両の型式別に予め装着、搭載する部品、あるいは補修部品として設定する部品の総称として「標準品」という。
- 2) 日産純正品
日産自動車が発売した当該車両を含む全ての車両に対し、予め装着、搭載する部品、あるいは補修部品として設定する部品の総称として「日産純正品」という。
この中には、日産ディーラーオプション部品、ニスモ部品も含まれる。
- 3) 車検
「車検」とは国土交通省が法規適合検査を行う一般的な車検を言う。
- 4) Z.C.A.車検
「Z.C.A.車検」とは、Z.C.A.によるZ-Challenge テクニカルレギュレーション適合検査を行う車検を言う。

第1条 車両

車両名称	型式
RS-Sクラス	380RS ※ショップの場合は車種問わずこのクラス
RS-1クラス	CBA-Z34、HZ34 ※1
RS-2クラス	380RSを除く UA/CBA-Z33、HZ33※1 (チューニングクラス)
RS-3クラス	380RSを除く UA/CBA-Z33、HZ33※1 (ノーマルクラス)
RS-Aクラス	オートマクラス(本年度はRS-1～RS-3までの規則を網羅した1クラスで開催)※2

※1 但し、HZ33/HZ34で参加の場合は4点式以上のロールバーの装着、フルフェイスタイプヘルメットの着用が義務付けられる。

※2 RS-Aクラスへのエントリーは、参加車両のメンテナンスショップを通じてエントリーすること。

第2条 車検

1. 全ての参加車両は、Z-Challenge (STAGE、サーキットトライアル、走行会等の全てを含む) 開催当日においてオーガナイザーによる車検を受けなければならない。
2. オイルレベルゲージの抜け止めを追加し、防止策をとること。
3. 各オイル系のキャップには回り止めのテーピングを実施すること。
4. 運転席のフロアマットは、車検時までに取り外しておくこと。

第3条 車両の外観

1. 著しく生産仕様と異なる外観であること。又、著しい損傷なきこと。
2. 各パーツは強固に装着されていること。
3. 道路交通法に合致した寸法、角Rを厳守しなければならない。

第4条 ボディ

1. ロールバー
 - ・国内競技車両規則に沿った6点式以上のボルト止め式ロールバーの装着を強く推奨する。
 - ・但し、HZ33で参加の場合は最低4点式以上のロールバーの装着、フルフェイスタイプヘルメットの着用が義務付けられる。
 - ・溶接式ロールバーの装着は禁止する。
2. ボディ加工の制限
 - ・下記項目以外のボディ加工は一切を禁止する。
 - ①ホイールアーチのフランジ部はタイヤとの接触を避けることを目的とした内側への折り曲げは許される。
合成樹脂の場合、その部分を最小限切除することができる。
 - ②ロールバー、消火器、シートベルト取り付けのための必要最小限のボディ加工は認められる。
 - ③リヤゲートへのリヤスポイラー又はウイング取り付け穴加工は認められる。
3. 左右ドア

- 標準品を無加工で使用すること。但し、エアロドアミラーの取り付け加工は認められる。

4. 内張り

- 日産自動車の標準品を使用すること。

5. 灯火類

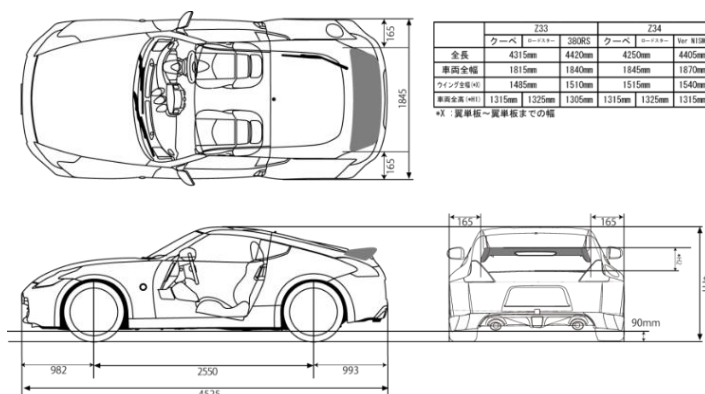
- 全ての灯火類（前照灯/尾灯/制動灯/方向指示灯/ワイパー）は正常に作動しなければならない。
- 前照灯および尾灯は外観を標準品と同等とするが、使用する光源などは自由とする。

6. エアロパーツ

- すべてのエアロパーツは以下の規定内にて製作することとし、また強固に装着されていなければならない。

取付箇所	規定
フロント	フロントオーバーハングで 982mm 以内
リア	リアオーバーハングで 993mm 以内
フロアパネル	前軸より前方及び後軸より後方に取り付けることは可能。但し、前後共にエアロバンパーの最外側に沿わせる事。前軸と後軸の間にフラットな面を取り付けてはならない。
ドアミラー	エアロドアミラーを取り付ける場合、車両の両側に有効に取り付けられていなければならない。又、最低 90 cm ² の反射面積を有していなければならない。
カナード	法規に準じ、フロントバンパーフェイス一体式のカナードのみ使用が認められる。 但し、寸法、Rは仕様図の範囲を超える場合は、使用を禁止する。 注) 現状、カナードに対する国の法規運用が徹底されていないため、陸運局により法規適用判断が異なりますが、Z.C.A.としては法規に準ずることと、参加車両の公平性を確保するため、如何なる形状であれ、フロントバンパーフェイスに後付け(別体式)のカナードの使用を禁止する。

(参考図)



第5条 シャシー

1. サスペンション

- 最低地上高は、90mm 以上でなくてはならない。サスペンションレイアウトの変更は禁止する。

2. サスペンションメンバー

- サスペンションメンバーの加工は禁止する。サスペンションメンバースパースの装着は許される。

3. サスペンションリンクとブッシュ

- ・全クラスリンク、アーム類のピロボール化を認めるが陸運支局にて構造変更検査を受検した車両に限る。
4. フロントバンパーリフォースメントについては、全参加者の安全確保により原則として取り外さないこと。

第6条 ブレーキ

1. カーボンファイバー製ブレーキロータは禁止する。
2. ブレーキロータ径は最大Φ390 までとする。
3. キャリパーピストンは6ポッドまでとする。

第7条 消火装置 消火系統

すべての車両は手動消火装置を装備することが義務付けられる。自動消火装置は禁止する。

手動消火装置とは消火装置単体をドライバーなどが（着座状態で）取り外して消火を行うための装置をいう。

1. 取り付け

- ・消火装置の取り付けはクラッシュ時の減速度がいかなる方向に加えられても耐えられるように取り付けなければならない。基本として、消火器の取り付け場所は助手席足下に装着しなければならない。

2. 検査

- ・消火器の形式、その他容量および総重量を容器に明記しなければならない。
また、製造者が定めた有効年数、耐久年数を超えて使用することはできない。
- ・外部に損傷がある場合、その容器は交換しなければならない。

3. 仕様

- ・薬剤重量 1.0Kg 以上の自動車専用消火装置であること。

第8条 トランスミッション

トランスミッションは、標準品を無加工で使用すること。

第9条 ホイール

1. ホイールサイズは、前後とも最大19インチまでとする。
2. 一般的に市販されているJWL もしくはVIA マークの付いたものを使用しなければならない。
3. センターロック式ホイールの仕様は禁止する。

第10条 タイヤ

1. Sタイヤを除く一般市販ラジアルタイヤを装着しなければならない。
2. タイヤ幅は、前後ともに最大275までとする。
但し、フェアレディZ NISMO (Z34)、およびZ34型フェアレディZの標準車に、フェアレディZ NISMO用フェンダーモール（日産純正品に限る）を装着した場合は285まで使用できる。
3. コンプリートホイール（タイヤとホイール）のセンターより上方はホイールはホイールアーチにより効果的に覆われていなければならない。

RS-2	△	△	△	△	○	△	×	×
RS-3	×	×	×	×	×	×	×	×
RS-3	×	×	×	×	×	×	×	×
RS-A	×	×	×	×	×	×	×	×

第 13 条 オイルキャッチタンク

1. すべての車両はエンジンオイルキャッチタンクを使用しなければならない。
2. 取り付けに際しては強固に固定されていなければならない。

第 14 条 燃料タンク

1. 各 Z33/Z34 純正燃料タンクを使用すること。また、コレクタータンクの装着、使用は禁止する。

第 15 条 排気系

1. リヤ部分に消音器を備え、且つ後方排気タイプでなければならない。
また、排気ガスは排気系の末端からのみ排出することが許される。
シャシー部分を排気ガス排出のために使用することは認められない。
2. キャタライザーの装着を義務付ける。

クラス	規定
RS-S、RS-1 RS-2、RS-A	両バンクに下記 Z.C.A. 認可キャタライザーが接続されていなければならない。キャタライザーは常に機能し、それぞれのバンクの全ての排気ガスを通させなければならない。 ※UA-Z33 のみ下記認可純正外キャタライザーへの交換が許される。
RS-3、RS-A	UA-Z33 のみ下記認可純正外キャタライザーへの交換が許される。 UA-Z33 以降の車両は純正キャタライザーを交換してはならない。

3. Z.C.A. 認可キャタライザー

- ・当該車両の標準品
- ・一般に市販される車検対応スポーツキャタライザー
※一般に市販される車検対応スポーツキャタライザーを使用する場合は、Z.C.A. 車検時にキャタライザーの排気ガス検査証明書のコピーを Z-Challenge 車検員に提示しなければならない。排気ガス検査証明書のコピーは、同一型式車両のみ適用とされる。

4. 排気音量

- ・排気音量は各サーキットで規定が異なるため、そのサーキットの基準に合わせること。
- ・筑波サーキット：96db 以下
※排気管開口部より、0.5m 離れた外側 45° にマイクロホンを設置し、エンジン回転における最大出力回転数の 75% で測定します。
- ・袖ヶ浦フォレストレースウェイ：95db 以下
※マフラー出口、後方 1m、高さ 1m。全回転域に於いて

第16条 牽引フック

すべての車両はすべての競技に際し、前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。このけん引用穴あきブラケットは、車両をけん引して移動するのに取り付け部分も含め十分な強度を有していなければならない。車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取り付けられていなければならない。また、これらは明確に視認できる黄色、オレンジ色、あるいは赤色に塗装されていること。

金属製のけん引用穴あきブラケットは下記の要件を満たすこと。

- ①材質は、スチール製でなければならない。
- ②最小内径：50mm（車両に装着した状態で直径50mmおよび長さ50mmの丸棒が通ること）。
- ③内径の角部はRを付けて滑らかにすること。
- ④板製の場合、最小断面積（取り付け部分も含む）：100mm²
- ⑤丸棒の場合、最小直径：10mm

なお、可倒式、およびケーブルフープ式（上記②を満たすこと）も許される。

第17条 ウィンドウ

1. ウィンドウガラスの変更は認められない。（アクリルウィンドウの使用は禁止する。）

第18条 内装

1. 前席に2座席を確保し、又すべての内装装備を完備すること。
但し、ロールバー・シートベルト取り付けのための最小限の加工切除は認められる。

第19条 エアコン装着の義務

1. エアコン作動に足る装備を装着しなければならない。この装備には室内操作コントロールパネルも含まれる。
但し、HRエンジン搭載車以外の車両については、コンプレッサーベルトの取り外しは認められる。

第20条 後方視界

1. 1つのルームミラー及び2つのサイドミラーを装着しなければならない。

第21条 シートベルト

1. 運転席側に4点式以上のシートベルトを装着しなければならない。
また、取り付けに際しては十分な強度を確保すること。外観上、傷などが無いこと。
2. シートベルトの幅は3インチ以上推奨とする。但しバックルはクイックリリースシステムタイプのものを使用すること。
3. FIA公認のタグが付いている物は有効期限内のシートベルト（フォーミュラ用は使用できない。）の使用を推奨する。
4. シートベルトの取付けに際し、HPI製のフロアバーを使用し取り付けることも可能とする。但し、肩ベルトは除く。